

草津市イクボス宣言企業登録要領

1. 目的

「イクボス宣言」を行った企業・団体を草津市が登録し、その取組を広く公表することにより、企業・団体における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資することを目的とする。

2. 登録要件

登録できる企業・団体は、草津市内に本社または事業所を置く企業・団体とし、以下の要件を満たしているものとする。

- (1) 企業・団体の代表者がイクボス宣言を行っていること。
- (2) イクボス宣言を行った企業・団体名を公表することに同意すること。
- (3) 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法等の関係法令を遵守するとともに、それら法令に適合した就業規則等を整備していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

3. 登録申込

登録しようとする企業・団体は、登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、イクボス宣言文（写）を市に提出し申し込むものとする。

4. 登録

市は、登録申込みがあった場合、その内容が登録要件を満たすと認められる時は、「草津市イクボス宣言登録企業（以下、「登録企業」という。）」として登録するものとする。

5. 登録企業の広報

市は、市ホームページ等の広報媒体を利用し、市民に登録企業の名称や取組を広報するものとする。市は、登録企業について市による広報を行うことがふさわしくない事由があると認められる時は、ホームページ等における登録企業の広報を休止することとする。

6. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。